

宿泊（保養所）補助金制度の手続きについて （未就学児が宿泊する場合）

東京都農林漁業団体健康保険組合
保健事業課

宿泊（保養所）補助金制度につきまして、手続上の注意事項をよくご確認のうえご利用ください。

また、迅速に処理するよう努めておりますが、提出書類に不備があった場合や繁忙期には補助金の支給までに **2カ月程度**の時間を要することがありますので、予めご了承ください。

～宿泊（保養所）補助金制度手続き上の注意事項～

①利用日に宿泊先で宿泊先証明欄に証明してもらってください。

※宿泊日・泊数・人数など記載もれに注意してください。

②所定の項目を記入・押印のうえ健保組合に提出してください。

③上記の①・②の内容を訂正する場合は、それぞれの記入者の訂正印を押印してください。

④振込同意欄に記名又は押印してください。（記名又は押印をもって補助金の受領を宿泊代表者に委任となります。）

⑤未就学児が利用した場合は、料金明細のある領収書(写し)を必ず添付してください。

⑥事業所内 10 名以上での団体利用の場合は、団体利用証明書を必ず添付してください。

⑦必要書類を提出できない場合は不支給となります。

⑧補助金の請求は宿泊後、速やかに手続きしてください。

令和 7 年度の補助金請求は令和 8 年 4 月 3 0 日（木）健保組合必着を過ぎた場合、不支給となります。

⑨請求書内容等に関して確認したい件がある場合は宿泊代表者の方にご連絡をさせていただく事がございます。ただし、宿泊代表者の方とのご連絡がつかない場合は、直接宿泊施設にご連絡をさせていただく場合がございますのでご了承ください。

⑩下記の場合は補助金の対象外となります。

- ・宿泊施設以外（フェリー等、列車泊・機内泊・車内泊・キャンプ場のテント等）の利用。

- ・宿泊費〔施設利用料〕が 3, 0 0 0 円（消費税込）未満。

※宿泊プランに含まれない交通費・追加食事代は補助対象外

- ・宿泊助成制度等を利用し宿泊費が 3, 0 0 0 円（消費税込）未満。

- ・事業所からの補助がある職員旅行、研修会等で宿泊（施設利用）。

- ・学校行事等による宿泊。

- ・海外での宿泊。

- ・健保組合が認めないとき。